

佐賀県公安委員会告示第1号

質物保管設備基準（平成4年佐賀県公安委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月19日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(防火設備)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条第1項に規定する<u>甲種防火戸又は乙種防火戸</u>を設けなければならない。</p>	<p>(防火設備)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条第1項に規定する<u>防火設備</u>を設けなければならない。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。